

# 山梨県公報

# 山梨県公報

四月三十日	平成二十七年	号外第三十四号
木曜日		

## 監査委員

## ○包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表

—

監查委員

鹽查委員

山梨縣監查委員告示第三號

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人星野正司から監査の結果に関する報告の提出があつたので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

山梨県監査委員　同  
山梨県監査委員職務執行者  
小 中 中 中 小  
望 石 石 石 石 望  
月 井 井 井 月  
込 井 井 井 月  
野 月 月 月 月  
脩 孝 孝 孝 孫  
元 浩 浩 浩 浩  
勝 德 德 德 德

包括外部監查結果報告書

平成27年3月27日

山梨県監査委員 殿  
包括外部監査人 星野正吉

また、厚生労働省が公表した統計（平成 25 年人口動態統計）によれば、我が国の場合特殊出生率は、平成 17 年に過去最低の 1.26 まで落ち込んだ後、平成 25 年には 1.43 と前年比微増の傾向を示しているが、欧米諸国と比較すると依然として低い水準にある。平成 22 年国勢調査の結果では、我が国の総人口は 1 億 2,806 万人であったが、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、合計特殊出生率が 1.35 で推移した場合、その 30 年後の平成 52 年（2040 年）には 1 億 728 万人に、50 年後の平成 72 年（2060 年）には 8,674 万人にまで減少すると予測されている。日本創成会議の人口減少問題検討分科会は、こうした将来の人口減少を加味して消滅する可能性のある自治体（消滅可能性都市）が多數存在する旨を公表している。

山梨県の合計特殊出生率は 1.44 であり、全国平均とほぼ同程度の水準にある。即ち、

ことと思われる。前述の総務省人口推計（平成 25 年 10 月現在）によると、山梨県の高齢化率は 26.5% と全国の平均を上回る状況にあることから、本県においては、高齢化に関して、より高い感度で実態を把握し、効果的・効率的に高齢者福祉の向上を実現していく必要があると考える。

また、厚生労働省が公表した統計（平成 25 年人口動態統計）によれば、我が国の合計特殊出生率は、平成 17 年に過去最低の 1.26 まで落ち込んだ後、平成 25 年には 1.43 と前年比微増の傾向を示しているが、欧米諸国と比較すると依然として低い水準にある。平成 22 年国勢調査の結果では、我が国の総人口は 1 億 2,806 万人であったが、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、合計特殊出生率が 1.35 で推移した場合、その 30 年後の平成 52 年（2040 年）には 1 億 728 万人に、50 年後の平成 72 年（2060 年）には 8,674 万人にまで減少すると予測されている。日本創成会議の人口減少問題検討分科会は、こうした将来の人口減少を加味して消滅する可能性のある自治体（消滅可能性都市）が多數存在する旨を公表している。

山梨県の合計特殊出生率は 1.44 であり、全国平均とほぼ同程度の水準にある。即ち、

第1章 包括外部監査の概要

## I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び山梨県包括外部監査契約に基づく監査に関する  
条例第2条に基づく包括外部監査

## II. 選定した特定の事件（テーマ）

山梨県の実施する高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業に係る事務の執行及び事業の管理について

### III. 事件(テニスを選定した理由)

少子化問題は、国の問題であるとともに、山梨県においても重要な問題である。

こうした環境も踏まえ、山梨県では、高齢者福祉に関する事業を実施している。また、平成25年度には、関係各部署から構成される少子化対策プロジェクトチームを組成し、具体的な施策を予算に織り込み、平成26年度から当該プロジェクトチームにより取りまとめられた施策が遂行されている。

県には、厳しい財政の中にも関わらず、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に応えていくことが期待されている。とりわけ、高齢者福祉関連事業・少子化対策関連事業、県民の関心が特に大きいところであると考えられることから、今年度における包括外部監査のテーマとして選定した。

#### IV. 対象部署

- (1) 企画県民部企画課
- (2) 企画県民部県民生活・男女参画課
- (3) 福祉保健部福祉保健総務課
- (4) 福祉保健部福祉保健総務課監査指導室
- (5) 福祉保健部長寿社会課
- (6) 福祉保健部国保援護課
- (7) 福祉保健部子育て支援課
- (8) 福祉保健部健康増進課
- (9) 産業労働部労政雇用課
- (10) 県土整備部都市計画課
- (11) 県土整備部建築住宅課

#### V. 対象期間

平成26年7月29日から平成27年3月20日まで

#### VII. 従事者

##### 1. 包括外部監査人

公認会計士 星野 正司

##### 2. 包括外部監査人補助者

公認会計士 加藤 暢一	公認会計士 島山 正一
公認会計士 天野 清彦	公認情報システム監査人 小郷 真紀子
公認会計士 平賀 孝	公認会計士 川崎 敏
公認会計士 深沢 英貴	公認会計士 木住野由美子
公認会計士 初美 伸一	一級建築士 望月 伸一
公認会計士 秋野 嘉司	

原則として平成25年度とし、必要に応じ平成24年度以前も対象とした。

#### VI. 監査の方法

##### 1. 重点及び着眼点

- (1) 高齢化・少子化に関し、山梨県の実態把握が十分になされているか
- (2) 高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業が山梨県の実態に即して立案・計画・実施・モニタリングされているか

(3) 高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業に関する契約の管理、関連施設・関連公有財産の管理、各種事務手続などの、経済性、効率性、有効性、法令等への準拠性に問題はないか。

#### 2. 主な監査手続

- (1) 諸規程、県作成各種資料の閲覧
- (2) 関係者（担当職員等）への質問
- (3) 管理資料の閲覧と内容検討
- (4) 施設の視察
- (5) その他必要と認めた手続

#### VIII. 実施期間

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

#### IX. 利害関係

## 第2章 包括外部監査の結果及び意見

この報告書においては、

監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」

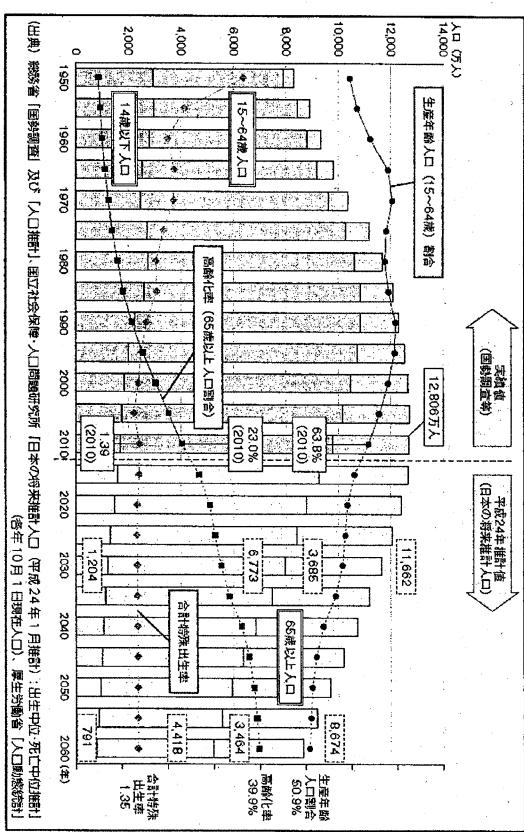
監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」

と記載している。

また、文中で他の自治体の取り組みを紹介しているが、これらは、公表されているものを引用したものである。

### I. 少子高齢化に関する状況と対策

#### (1) 人口推移



国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」では、我が国の総人口は、平成42年の1億1,662万人を経て、平成60年には1億人を割つて9,913万人となり、平成72年には8,674万人になると推計されている。また、生産年齢人口（15～64歳の人口）は、平成22年の63.8%から継続して減少しており、今後も、平成29年には60%台を割つた後、平成72年には50.9%になると推計されています。一方、高齢人口（65歳以上の人口）は、近年、増加傾向にあり、平成22年には2,948万人に達し、今後も、団塊の世代及び第二次ベビーブーム世代が高齢人口に算入される時期以後の平成54年には3,878万人とピークを迎える。その後は一貫して減少に転じるもの、平成72年の高齢人口は、3,464万人と高い水準が継続することが推計されている。

そのため、平成22年に23.0%であった高齢化率（高齢人口の総人口に対する割合）は、平成26年には25.1%と推計され、4人に1人が65歳以上ということになる。さらに、50年後の平成72年には39.9%と推計され、2.5人に1人が65歳以上となることになる。

## (2) 高齢化に関連する状況

日本の総人口は、平成25年10月1日現在、1億2,730万人であり、平成23年から連続して減少傾向にある。しかしながら、65歳以上の高齢者の人口は上昇を続け、過去最高の3,190万人（高齢化率25.1%）となった。

また、高齢者のうち「65歳～74歳」の人口は1,630万人（前年同期は1,560万人）と総人口の12.8%を構成し、引き続き上昇を続けている。これはいわゆる団塊の世代の年齢が65歳以上に達しているためである。また、その他の要因としては、医療の進歩による平均寿命の変化が考えられる。現在の日本の平均寿命は、男性が79.94歳、女性が86.46歳と伸び続けている状況にある。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によれば、平均寿命は今後も引き続き上昇を続け、平成72年には、男性84.19歳、女性90.93歳となり、女性の平均寿命は90歳を超えることが見込まれている。

図表 I-1 (2) ① 高齢化の現状

	平成25年10月1日		平成24年10月1日		単位：万人（人口）、%（構成比）
	総数	男	総数	男	
総人口	12,730	6,191	6,639	12,152	6,203 6.54%
高齢者人口（65歳以上）	3,190	(性比) 94.7	1,820	3,079	(性比) 94.7 1.76%
65～74歳人口	1,630	(性比) 75.3	772	858	(性比) 74.8 7.73%
（人）	1,560	(性比) 90.0	598	962	(性比) 73.9 7.83%
75歳以上人口	7901	(性比) 62.2	3,920	8,018	(性比) 61.8 0.61%
生産年齢人口（15～64歳）	1,639	(性比) 101.6	840	1,655	(性比) 105.0 1.65%
年少人口（0～14歳）	1,000	1,000	1,000	1,000	1.00% 1.00%
総人口（高齢化率）	25.1	22.1	27.8	24.1	21.2 26.9
高齢者人口（高齢化率）	86.7	82.8	91.5	87.1	77.0 91.5%
75歳以上人口	12.3	9.7	14.7	11.9	9.4 14.3
生産年齢人口	62.1	64.3	59.9	62.9	65.1 60.8
（出典：「人口統計（各年10月1日現在）」 （注）「生産年齢人口」は、女性人口100人に対する男性人口	12.9	13.6	12.2	13.0	13.7 12.3

（出典：「平成26年度版 高齢社会白書」（内閣府）より抜粋）

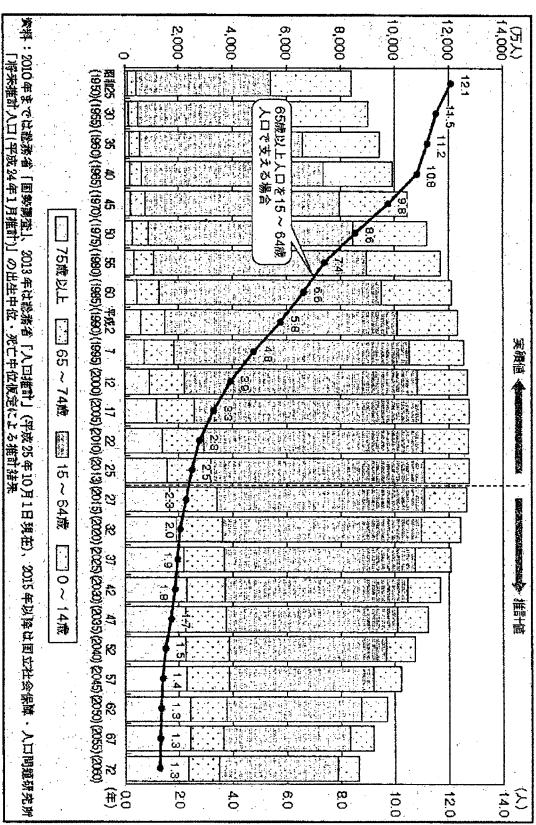
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によれば、高齢者の人口は今後、団塊の世代が65歳以上となる平成37年には3,657万人とされている。総人口が減少していく中で高齢者が増加を続けるため、高齢化率も上昇することになる。

下記の図表 I-1 (2) ②の「65歳以上人口を15～64歳人口で支える場合」を示

したグラフを見てみると、昭和25年には1人の高齢者に対して現役世代（15～64歳の者）12.1人であったのにに対して、平成27年には高齢者1人に対して現役世代2.3人となる見込みである。さらに今後も高齢化率は上昇を続け、現役世代の割合は低下し、平成72年には、1人の高齢者に対して現役世代1.3人という比率になることが予想されている。

このような状況であるため、行政は過去の施策展開にとらわれず、高齢化が急速に進行することを前提として、新たな視点、新たな手法で、様々な行政課題に取り組むことが必要と考える。そうした取り組みにおいては、現役世代の負担にも配慮し、世代間の不公平をできる限り生じさせないよう努め方が期待される。

図表 I-1 (2) ② 高齢世代人口の比率



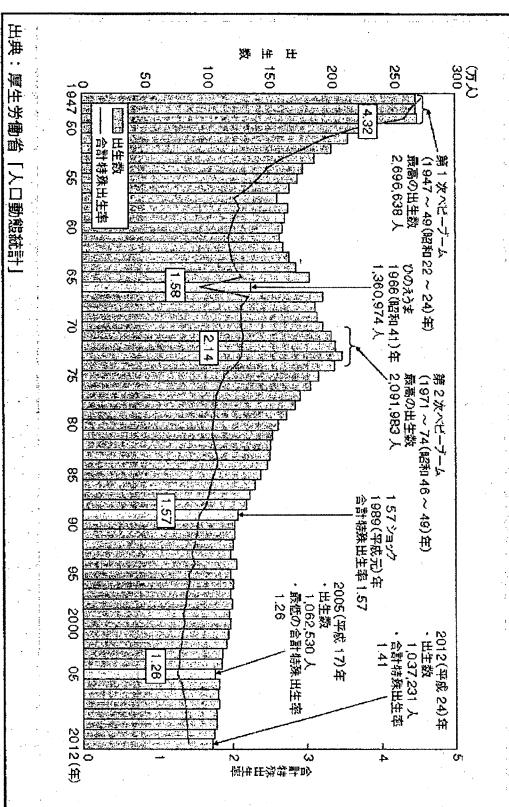
### (3) 少子化に関連する状況

日本の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には270万人、第2次ベビーブーム期には200万人であったが、昭和50年に200万人を割り込み、昭和59年には150万人を割り込んだ。平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。平成24年の出生数は103万7,231人と前年の105万806人より1万3,575人減少した。

合計特殊出生率（注1）は、第1次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）には4.3を超えていたが、昭和25年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年）を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、昭和50年に2.0を下回ってから再び低下傾向となつた。平成元年には、それまで最低であった昭和41年の数値を下回る1.57を記録し、さらに平成17年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。

なお、平成24年は1.41（前年比0.02ポイント上昇）となっており微増ではあるものの、歐米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっている。

（注1） 合計特殊出生率は、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。



（出典：厚生労働省「人口動態統計」）

厚生労働省が開示した「平成25年（2013）人口動態統計の年間推計」によると平成25年の全国の合計特殊出生率は1.43であるが、47都道府県別の状況をみると、これを上回るのは30県、下回るのは14都道府県であった。この中で合計特殊出生率が最も高いのは沖縄県（1.94）であり、以下、宮崎県（1.72）、熊本県及び島根県（1.65）、長崎県（1.64）の順となっている。最も低いのは、東京都（1.13）であり、以下、京都府（1.26）、北海道（1.28）、神奈川県（1.31）の順となっている。

平成24年と平成25年を比較すると、全国の合計特殊出生率は前年比0.02ポイントの上昇となっており35都道府県が上昇している。その上昇幅が特に大きかったのは、福島県（0.12ポイント）、鳥取県、宮崎県（0.05ポイント）であった。山梨県の合計特殊出生率は1.44（前年度比0.01のプラス）であり、全国的には中位に位置している。

図表 I - 1 (3) ② 都道府県別合計特殊出生率 (2013年)

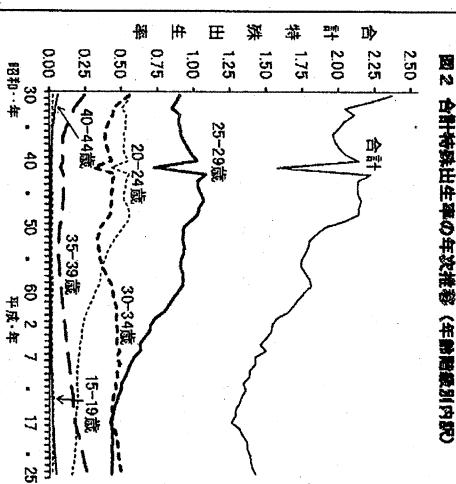
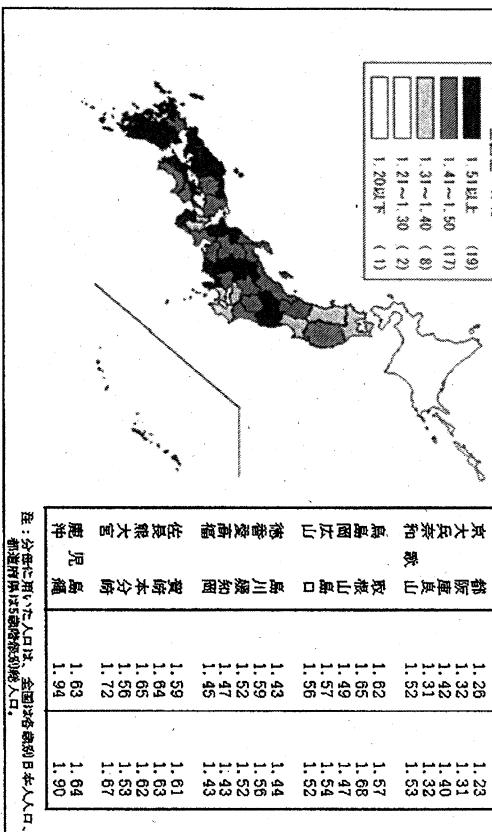


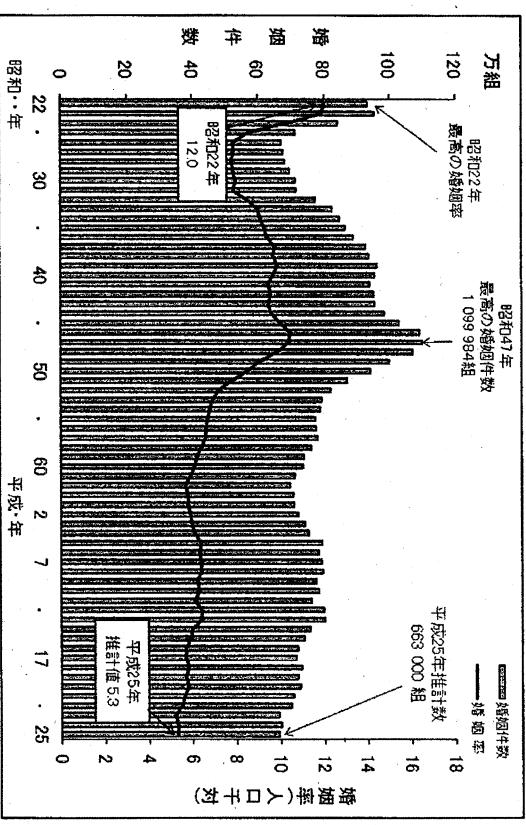
図2 合計特殊出生率の年次推移(年齢階級別内訳)

年齢階級	出生率
25-29歳	1.44
30-34歳	1.41
35-39歳	1.39
40-44歳	1.37
15-19歳	1.35
20-24歳	1.35
合計	1.41



出生率の低下は、未婚化・非婚化・晚婚化・晩産化の進行も大きく影響している。まず、日本の婚姻件数は、第1次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた昭和45年から昭和49年にかけて年間100万人組を超えて、婚姻率もおおむね10.0%以上であった。その後は、婚姻件数、婚姻率とともに低下傾向となり、昭和53年以降、平成22年までは、年間70万組程度で増減を繰り返し、平成23年には661,895組と過去最低となつた。その後、平成24年、平成25年は、概ね同水準の婚姻件数で推移している。婚姻率は5.3%前後であり、昭和40年代後半と比べると半分近くの水準となっている。

図表 I - 1 (3) 婚姻件数及び婚姻率の年次推移

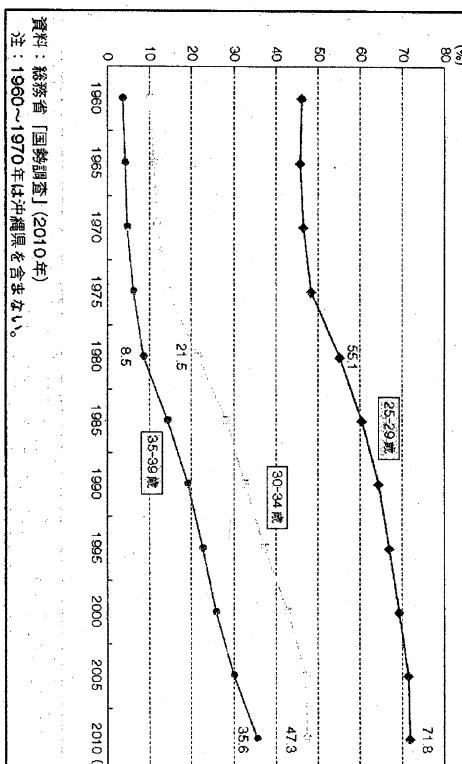


(出典:「平成25年(2013)人口動態統計の年間推計」(厚生労働省)より抜粋)

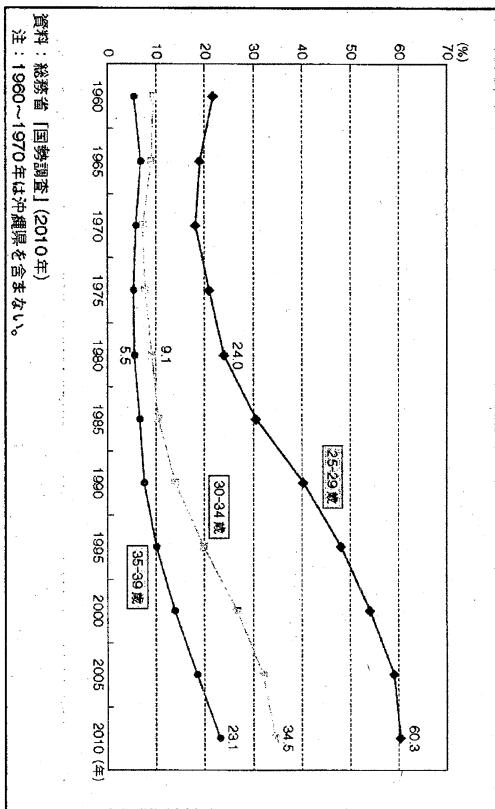
また、平成22年の総務省「国勢調査」によると、25~39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇している。男性では、25~29歳で71.8%、30~34歳で47.3%、35~39歳で35.6%、女性では、25~29歳で60.3%、30~34歳で34.5%、35~39歳で23.1%となっている。さらに生涯未婚率を30年前と比較すると、男性は2.6% (昭和55年)から20.1% (平成22年)、女性は4.5% (昭和55年)から10.6% (平成22年)へ上昇している。

(出典:「平成25年 人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)より抜粋)

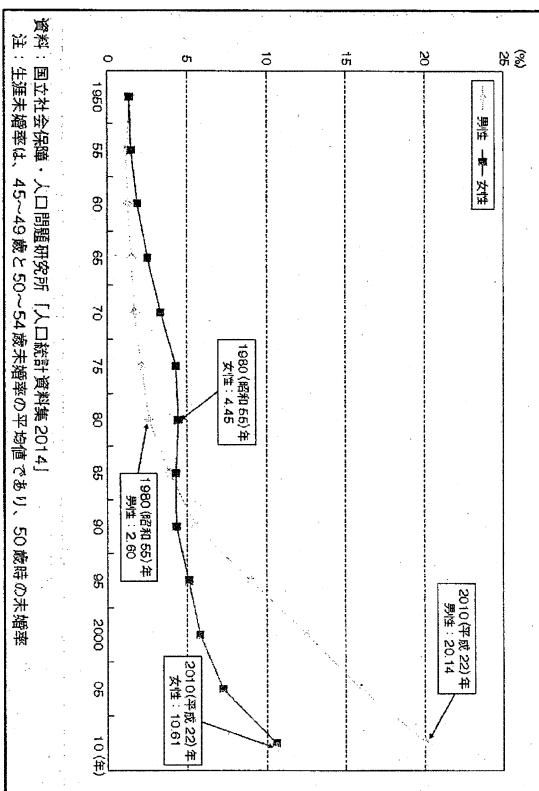
図表 I - 1 (3) ④ 年齢別未婚率の推移（男性）



図表 I - 1 (3) ⑤ 年齢別未婚率の推移（女性）



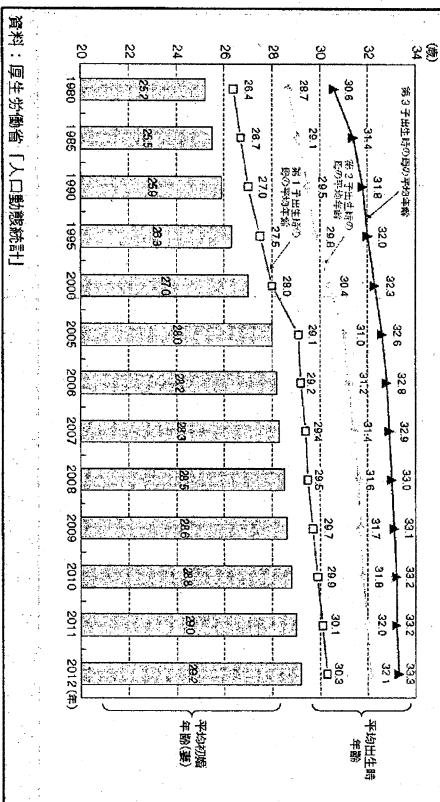
図表 I - 1 (3) ⑥ 生涯未婚率の年次推移



（出典：「平成 26 年度版 少子化社会対策白書」（内閣府）より抜粋）

平成 26 年度版少子化社会対策白書によれば、日本人の平成 24 年の平均初婚年齢は、夫が 30.8 歳、妻が 29.2 歳である。昭和 55 年の平均初婚年齢が夫が 27.8 歳、妻が 25.2 歳であったことと比較すると、ほぼ 30 年間で、夫は 3.0 歳、妻は 4.0 歳、平均初婚年齢が上昇している。即ち、晩婚化が進行している。  
さらに、母親の平均出生時年齢の推移をみると、昭和 55 年から引き続き高齢化が進行している。

図表 I-1(3)⑦ 平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の年次推移

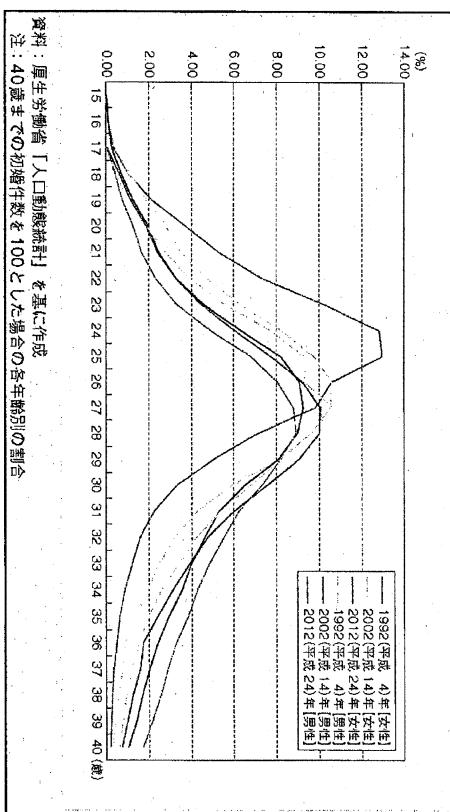


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(出典：「平成 26 年度版 少子化社会対策白書」(内閣府)より抜粋)

また、初婚の年齢別婚姻件数の構成割合を平成 4 年から 10 年ごとに見ると、男性は平成 4 年から平成 14 年までに大幅な変化はないが平成 24 年にピーク年齢が上昇している。女性は平成 4 年、平成 14 年とともにピーク年齢が上昇するとともに、そのピーク年齢における婚姻割合は低下している。また、夫婦ともに高い年齢の割合が増加している。

図表 I-1(3)⑧ 初婚年齢別婚姻件数の割合



資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

(出典：「平成 26 年度版 少子化社会対策白書」(内閣府)より抜粋)

このような少子化傾向は、直ちに改善されるものではない。行政施策として、少子化に歯止めをかけるべく、女性が安心して育児を行うことが出来るよう、さらなる体制整備、支援を意識した展開が期待される。

#### (4) 国の取り組み（主な施策）

前述のとおり、我が国においては、高齢化・少子化が進行している。こうした状況を踏まえ、国は、高齢者福祉・少子化対策として様々な施策を講じている。

##### ① 高齢者福祉に関連する施策について

高齢者福祉は、高齢者が生きがいをもち、健康で安心した生活を送れるよう社会全体で支えていくことを目的に昭和 38 年制定の「老人福祉法」に基づき発展をし、福祉施設の整備や在宅福祉施策の充実が図られていった。その後、急速な高齢化の進展や核家族化による家族の介護機能の低下により、高齢者の介護が大きな問題として注目を浴び、高齢者介護を社会全体として支える仕組みとして平成 9 年に介護保険法が制定され、それら法令に基づき現在も高齢者を取り巻く問題に対し、多方面からの施策が実施されている。

以下、高齢者福祉に関連する国の主な施策について記載する。

##### ア. 平成 23 年介護保険法改正について

##### ■ 施策の目的

厚生労働省発表の「介護保険事業状況報告 月報」によると、要介護（要支援）認定者数は、介護保険制度が施行された平成 12 年には 218 万人に達していたが、その後も継続して増加しており、平成 26 年には 601 万人にまで増加している。こうした増加傾向を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう「地域包括ケアシステム」の推進を図り、切れ目ない生活支援サービスの提供を実現することを目的として、介護保険法が改正された。

##### ■ 施策の内容

平成 23 年の介護保険法の主な改正点は以下の通りである。

##### 1. 医療と介護の連携の強化等

（地域包括ケアの推進、24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設など）

##### 2. 介護人材の確保とサービスの質の向上

（介護福祉士等による被の吸引等が実施可能な仕組みの導入、介護事業所における労働法規の遵守徹底など）

##### 3. 高齢者の住まいの整備等

（有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定の追加など）

##### 4. 認知症対策の推進

（市町村における高齢者の権利擁護の推進など）

##### 5. 保険者による主体的な取組の推進

（地域密着型サービス等における市町村の独自報酬設定権の拡大など）

##### 6. 保険料の上昇の緩和

（都道府県の財政安定化基金の余裕分を介護保険料の上昇の緩和等に活用可能な仕組みの導入など）

##### イ. 介護保険法改正による介護サービス情報公表制度の創設

##### ■ 施策の目的

介護サービスに関する必要な情報の開示を義務化することにより、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保することを目的として、介護サービス情報公表制度が創設された。平成 18 年にスタートした制度であり、平成 24 年に都道府県の負担軽減、利用者の利便性向上などを目的に見直しが行われた。

##### ■ 施策の内容

介護サービス情報公表制度は、介護サービスの利用者が介護サービスの内容や事業所・施設を比較・検討して適切に選択するための情報を都道府県が提供するものである。「介護サービス情報公表システム」を使用することで、インターネットで容易に情報収集することができる。

##### （以下、介護保険法 第十節 介護サービス情報の公表 第 115 条 35 抹録）

##### （介護サービス情報の報告及び公表）

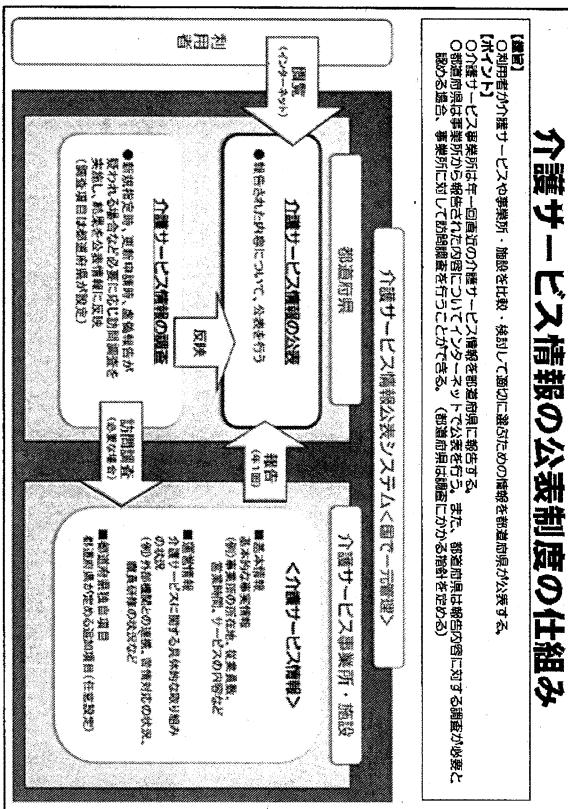
##### 第百十五条の三十五

介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその

他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県事務に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

図表 I-1 (4) ① (イ) 介護サービス情報の公表制度の仕組み



(出典：厚生労働省HP「2. 介護サービス情報の公表制度」より抜粋)

#### ウ 地域包括ケアシステムの推進

##### ■ 施策の目的

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援をすることを目的として、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域

域包括ケアシステム）の構築を目指し、国として、地域包括ケアシステムの5つの構成要素や構築プロセスを設定・推進している。

地域包括ケア研究会は、地域包括ケアシステムについて継続的に検討してきたが、それぞれの地域の特性にあつた具体的な施策をさらに進めるために、平成25年3月に地域包括ケアの考え方を改めて整理し、報告書を公表している。

##### ■ 施策の内容

地域包括ケアシステムとして設定された5つの構成要素とは、「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」を指す。

専門的なサービスに関しては、それぞれのサービスが有機的に連携し、一体的に提供されることが想定されている。また、必要に応じて生活支援とも一体的に提供されることが想定されている。

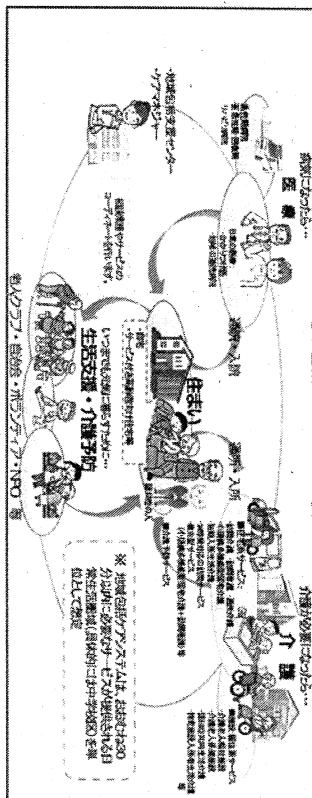
「住まい」に関しては、地域包括ケアシステムの前提として、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが示されている。また、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要であることが示されている。

「生活支援・福祉サービス」は、高齢者が尊厳ある生活を継続できるよう生活支援を行うことを示すが、これには、サービス化（事業化）できる支援から、声掛け・見守りなどのインフォーマルな支援まで、多様な組い手による幅広い支援を想定している。

図表 I - 1 (4) ① (ウ) 地域包括ケアシステムの概要

### 地域包括ケアシステム

- 国境の世代が「75歳以上となる2025年を目途に、重要な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。」
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が縮ないで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、必要な施設や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域特性に応じて作上げていくことが必要です。



（出典：「平成 25 年 3 月 地域包括ケア研究会報告書」より抜粋）

### エ. 地域づくりによる介護予防推進支援事業

#### ■ 施策の目的

「地域づくりによる介護予防推進支援事業」は、生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、元気な高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることなく、体操などをを行う住民運営の通いの場を充実する。

国（アドバイザー組織）と都道府県が連携し、モデル市町村が住民運営の通いの場を充実していく各段階において、研修及び個別相談等の技術的支援を行なう。

図表 I - (4) ① (エ) 地域づくりによる介護予防推進支援事業の概要

### 地域づくりによる介護予防推進支援モドリ事業

- 目的  
生徒機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、元気な高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることなく、体操などをを行う住民運営の通いの場を充実する。
- 事業内容  
国（アドバイザー組織）と都道府県が連携し、モデル市町村が住民運営の通いの場を充実していく各段階において、研修及び個別相談等の技術的支援を行なう。

#### ● 市町村支援における役割分担

- ・モデル市町村のとりまとめ
- ・研修会の開催
- ・アドバイザーと市町村担当者をつなぐ
- ・【広域アドバイザー】  
・2~3県を広域的に担当
- ・地域づくりによる介護予防の実践経験を活かした、具体的な技術支援
- ・【都道府県監督アドバイザー】  
・所在の1県を担当
- ・市町村担当者が地域づくりを実践する中で抱える課題等に対する日常的な相談・支援

（出典：「地域づくりによる介護予防推進支援事業の概要」（厚生労働省）より抜粋）

### オ. 介護職員研修の一本化

#### ■ 施策の目的

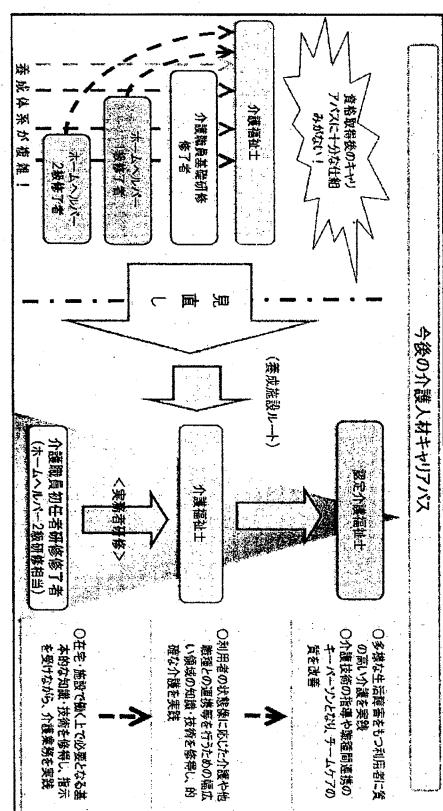
介護保険制度創設後、介護職員数は大幅に増大しているものの、高齢化の進展により平成 37 年には介護職員は現在の 1.5 倍（約 237~249 万人）必要とされている。そのため、介護人材の定着を目的として、それまでに存在していた複数の研修・資格を平成 25 年 4 月に一本化し、介護人材のキャリアパスをわかりやすく整理した。

#### ■ 施策の内容

訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修や介護職員基礎研修、介護福祉士など、介護分野に関して、存在していた様々な研修を「介護職員初任者研修」に一本化した。介護職員初任者研修は、今後訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは住宅・施設を開わず最低限の知識・技術とそれらを適用する際の考え方のプロセスとして身につける職場の上司の指示を受けながら基本的な介護業務を実践できるようになることを目的

として行われるものである。

図表1-1(4)①(才) 今後の介護人材キャリアパス



〔出典：序工力圖自序〕

■ 施策の目的

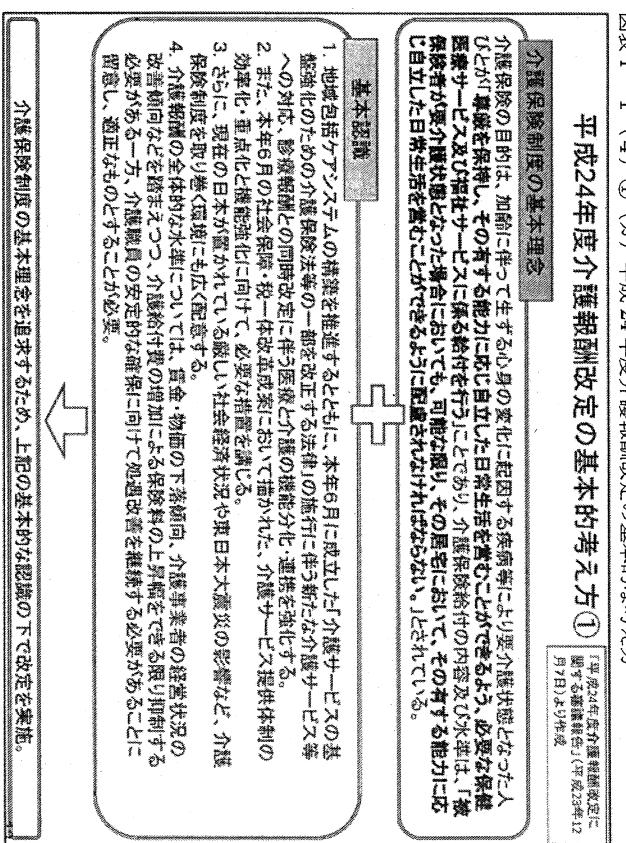
①在宅サービスの充実と施設の重点化、②自立支援型サービスの強化と重点化、③医療と介護の連携・機能分配、④介護人材の確保とサービスの質の向上を目的として、平成24年度介護報酬改定を実施した。

### ■施策の内容

「①在宅サービスの充実と施設の**重点化**」として、定期巡回・随時対応サービス、複合型サービスに関する基本報酬の設定や、緊急時受け入れ、認知症行動・心理症状への対応などに關注する改正がなされた。

シとの連携の推進、訪問リハビリテーションの提供体制の充実、介護老人保健施設の在宅復帰支援機能の強化、機能訓練の充実、生活機能向上に資するサービスの重点化（予防給付）などに関連する改正がなされた。

「④介護人材の確保とサービスの質の向上」として、介護職員処遇改善加算の創設、人件費の地域差の適切な反映、サービス提供責任者の質の向上（訪問介護）に関連する改正がなされた。



(出典：「平成24年度 介護報酬改定」) (厚生労働省)より抜粋

半・認知症対策等総合支援事業

認知症の人やその家族に対する支援を地域の実情に応じて効果的に推進するため、市町村が裁量を持ちつつ、必要な事業を実施できる環境の整備を図り、市町村圏域を中心とした施策の展開を推進することを目的として、従来の認知症関連予算事業を再編した「認知症対策等総合支援事業」が実施されている。平成 23 年から継続的に実施されている事業である。

施策の目的

認知症の人やその家族に対する支援を地域の実情に応じて効果的に推進するため、市町村が裁量を持ちつつ、必要な事業を実施できる環境の整備を図り、市町村圏域を中心とした施策の展開を推進することを目的として、従来の認知症関連予算事業を再編した「認知症対策等総合支援事業」が実施されている。平成23年から継続的に実施されている事業である。

## ■施策の内容

### ② 少子化対策に関する施策について

平成 26 年度の認知症対策等総合支援事業は、以下の 9 事業から構成されている。

- (1) 認知症対応型サービス事業管理者等養成事業
- (2) 認知症地域医療支援事業
- (3) 認知症介護研究・研修センター運営事業
- (4) 認知症施設普及・相談・支援事業
- (5) 都道府県認知症施策推進事業
- (6) 高齢者権利擁護等推進事業
- (7) 市民後見推進事業
- (8) 若年性認知症施策総合推進事業
- (9) 認知症疾患医療センター運営事業

平成 2 年の「1.57 ショック」を契機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて対策・検討を始め、平成 6 年 12 月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン) を策定し、平成 11 年に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン) を策定した。

その後、平成 14 年において、少子化の進行が我が国の社会経済全体に予測した以上に急速な構造的変化をもたらすと判断し、少子化の流れを止めるべく、従来の取り組みに加え、もう一段の少子化対策を講じるものとして、「少子化対策プラスワン」を設定した。

また、平成 15 年には、地域や家庭の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。さらに同年には、少子化に的確に対応するための施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定された。こうした法整備を受け、「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育てビジョン」などが閣議決定された。

近年の取り組みとしては、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設、認定こども園制度の改革、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連 3 法」(①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律) の公布などがなされている。

以下、少子化対策に関する主な施策について記載する。

#### ア. 「少子化対策プラスワン」

## ■施策の目的

「夫婦出生率の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進することを目的に、平成 14 年 9 月に総合少子化対策として「少子化対策プラスワン」が公表された。「子育てと仕事を両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など 4 つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進することが示されている。

### ■施策の内容

「少子化対策プラスワン」は、下記に示す主な取り組みを、国（厚生労働省）の「少子化対策本部」による具体的検討、立法措置など踏まえ、地方公共団体、企業が行動計画を策定して推進していくことが示されている。

#### <主な取り組み>

##### 「全ての働きながら子どもを育てている人のために」

1. 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現
2. 仕事と子育ての両立の推進
3. 保育サービス等の充実

##### 「子育てしているすべての家庭のために」

1. 地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりの導入
2. 家庭教育への支援の充実
3. 子育てを支援する生活環境の整備（子育てバリアフリー）
4. 社会保障における「次世代」支援
5. 教育に伴う経済的負担の軽減

##### 「次世代を育む親となるために」

1. 親になるための出会い、ふれあい
2. 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の推進
3. 若者の安定就労や自立した生活の促進
4. 子どもの健康と安心・安全の確保
5. 不妊治療

図表 I-1 (4) ②ア 少子化社会への対応を進める際の留意点

#### 少子化社会への対応を進める際の留意点

～「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ（平成14年9月13日）抜粋～

- (1) 「子どものどつての幸せの視点で」  
子どもの視点で問題にするのでではなく、子どもが心身ともに健やかに育つための支援という視点で取り組むこと。
- (2) 「厚生省より個人の選択」  
個人の選択によって決まるべきことであり、子どもを持つ意志のない人、子どもを産めない人を止めることがないことを。
- (3) 「多様な家庭や働き方（育児）」  
多様な家庭や働き方（育児）など多様な生き方があり、これらを尊重すること、結婚するしない子どもを持つがないなどといった多様な生き方がおり、これらを尊重すること、結婚するしない子どもを持つがないなどといった多様な生き方がおり、これらを尊重すること、結婚するしない
- (出典：「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ（平成14年9月13日）より抜粋）

イ. 次世代育成支援に関する当面の取組方針の設定

### ■施策の目的

平成14年9月に厚生労働省が取りまとめた「少子化対策プラスワン」を踏まえ、政府としての取り組み方針を示すため、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が設定された。政府・地方公共団体・企業等が一体となって、国の基本政策として、計画的に次世代育成支援を進め、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」を図り、子どもを生みたいと思う人が理想どおりの数の子どもを生み育てることができる社会の実現等を目的とするものである。

### ■施策の内容

「次世代育成支援対策推進法」、「児童福祉法改正法」に基づく行動計画の策定・実施等により、自治体・企業等における取り組みを促進するものである。

（以下、「次世代育成支援対策推進法案」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律案に対する附帯決議 括弧）

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一. 仕事と子育ての両立を推進するため、子どもの看護休暇については請求すれば得できるよう、早急に検討に着手すること。各事業所における子ども看護休暇制度の導入を促進するため、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。
  - 二. 男性の育児休業取得を促進するため、数値目標の達成に向けた取組みや子どもが生まれたら父親が休暇を取得することを促進するなどの有効な措置を講ずること。
  - 三. 仕事と子育ての両立のための雇用環境を整備するために、政府目標である年間総実労働時間千八百時間の実現へ向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。特に、子育て期間における就業時間の縮減に取り組むこと。
  - 四. 保育所の待機児童の解消を目指して、保育所等の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、障害児保育、病児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。
  - 五. 現在、縦割り行政の中で機能が分かれている保育所と幼稚園の連携を一層強化し、希望するすべての子どもたちに家庭以外のコミュニティの役割と育児支援の場と

して機能するようすること。

六．子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

七．男女労働者がともに職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために、ILO第百五十六号条約の趣旨を踏まえ、職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた労使の努力を促すよう努めること。

八．次世代育成支援対策に対応するための施策を総合的に推進するため、各般にわたり制度の充実、必要な予算の確保等に努めること。

ウ．次世代育成支援推進に係る「行動計画策定指針」

#### ■施策の目的

平成 15 年 7 月に、地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な次世代育成支援対策に関する取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」が成立した。同法の定めに従い、市町村、都道府県、一般事業者等は、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が求められている。当該行動計画を策定する際の指針として、「行動計画策定指針」が定められている。

#### ■施策の内容

次世代育成支援対策の実施に関し、基本理念を明確にしたうえで、市町村・都道府県、一般事業主それぞれに、計画策定に関する基本的な事項（視点、計画期間、体制等）、計画すべき内容を示している。

具体的には、「行動計画策定指針（概要）」（厚生労働省）に以下の通りに記されている。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

4. 子育てを支援する生活環境の整備

5. 職場生活と家庭生活との両立の推進

6. 子ども等の安全の確保

7. 要保護児童などきめ細かな取組の推進

エ．次世代育成支援対策推進法等の一部改正（平成 26 年）

#### ■施策の目的

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備をより一層進めることを目的として、平成 26 年に次世代育成支援対策推進法が改正された。

#### ■施策の内容

主な改正点は、以下の通りである。

・次世代育成支援対策推進法の一部改正

①法律の有効期限の延長

平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長

②新たな認定（特例認定）制度の創設

一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付ける等の特例制度を創設

・母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部改正

①母子家庭等に対する支援の拡充

都道府県等による支援措置の積極的・計画的な実施、関係機関の連携等に係る規定の整備、高等職業訓練促進給付金等の公課禁止

②父子家庭に対する支援の拡充

父子福祉資金制度の創設

③児童扶養手当と年金の併給調整の見直し

公的年金給付等の受給者等に対する児童扶養手当の一部支給

<市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項>

1. 地域における子育ての支援

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(以下、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議 平成 26 年 3 月 26 日 披録)

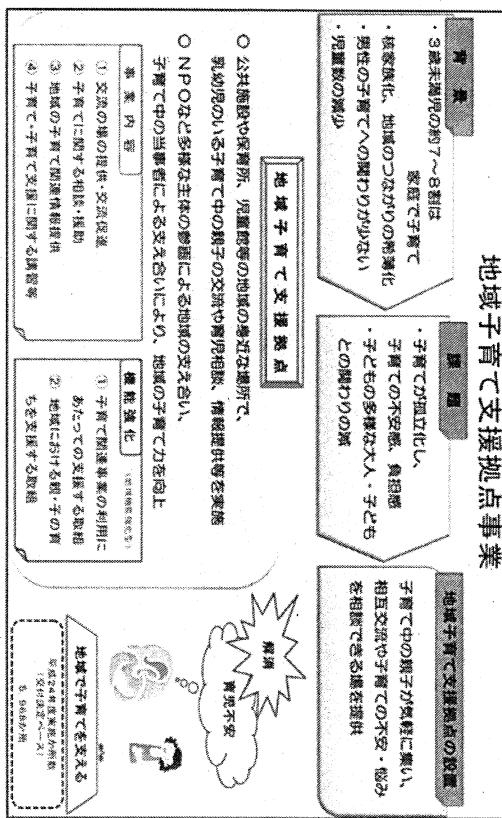


- ・機能別再編： ひろば型とセンター型を併せて「一般型」に再編。職員配置や活

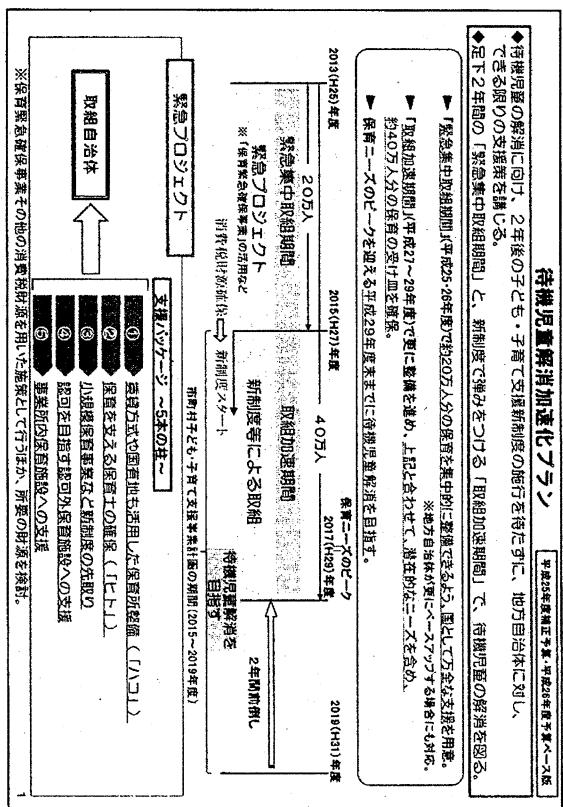
動内容に応じた支援の仕組みとする。

- ・機能の強化：「地域機能強化型」を創設。利用者支援機能（子育て支援情報の集約・提供等）、地域支援機能（世代間交流・ボランティアとの協働等）

図表 I-1 (4) ② (カ) 地域子育て支援拠点事業の概要



図表 I-1 (4) ② (力) 待機児童解消加速化プランの概要



## ■ 施策の内容

当該プランでは、「緊急集中取組期間」においては、国が5本の柱からなる支援パッケージをもって意欲ある地方自治体を支援する方針が示されている。「取組加速期間」においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子

- 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童の解消を目指すことを目的として、平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」が発表された。当該プランでは、平成25・26年度を「緊急集中整備期間」とし、約20万人分の保育を集中的に整備できるよう国として万全な支援を用意することが示されている。また、平成27～29年度を「取組加速期間」とし、さらに整備を進め、約40万人分の保育の受け皿を確保するとされている。

## ■ 施策の目的

山梨県公報号外 第三十四号 平成二十七年四月三十日

### ③ 人口減少対策に関する施策について

人口減少対策は、高齢者福祉、少子化対策に密接に関係すると考え、参考として関連する国の施策を紹介する。

#### A. まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」

##### ■施策の目的

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」は、いずれも平成26年12月に閣議決定されたものである。

「長期ビジョン」は、現在の日本問題に関して正確な情報を提供し、国民との認識の共有を図ること、及び将来の展望（平成72年に1億人程度の人口を確保）を提示することを目的としている。

「総合戦略」は、前述の「長期ビジョン」を踏まえて今後5か年の目標や施策の基本的な方向、及び具体的な施策を提示することを目的としている。

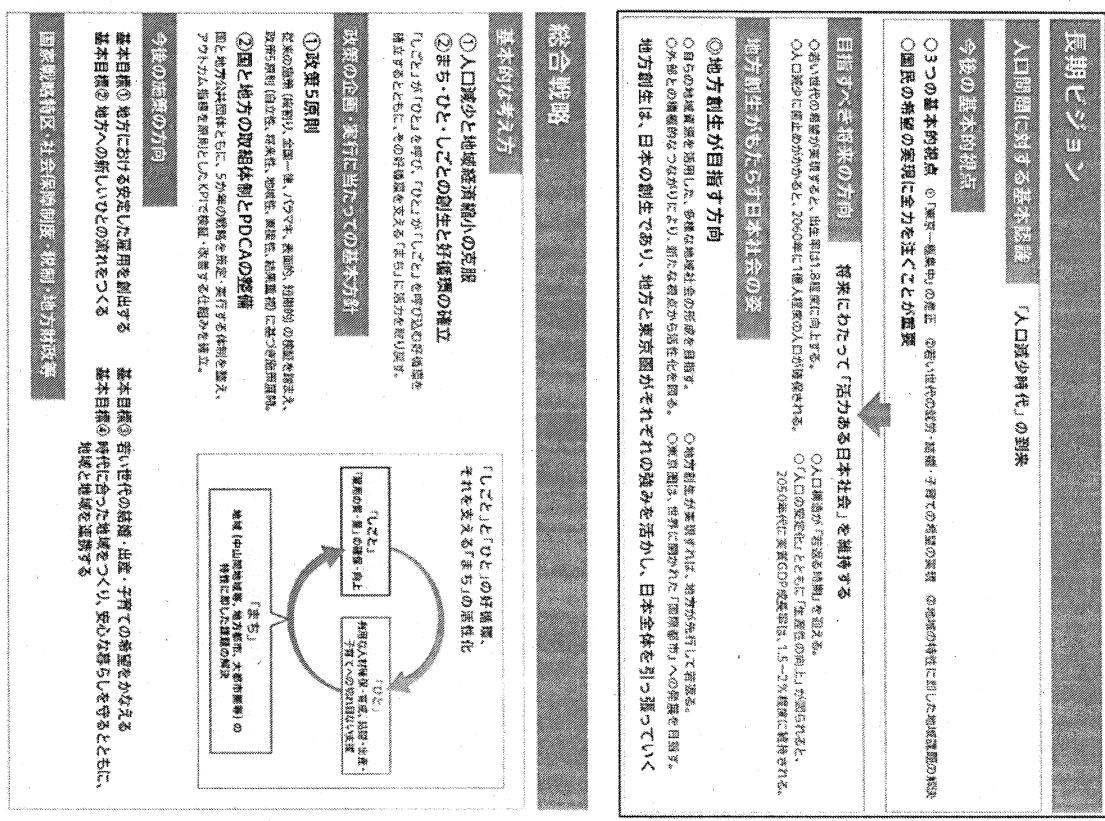
##### ■施策の内容

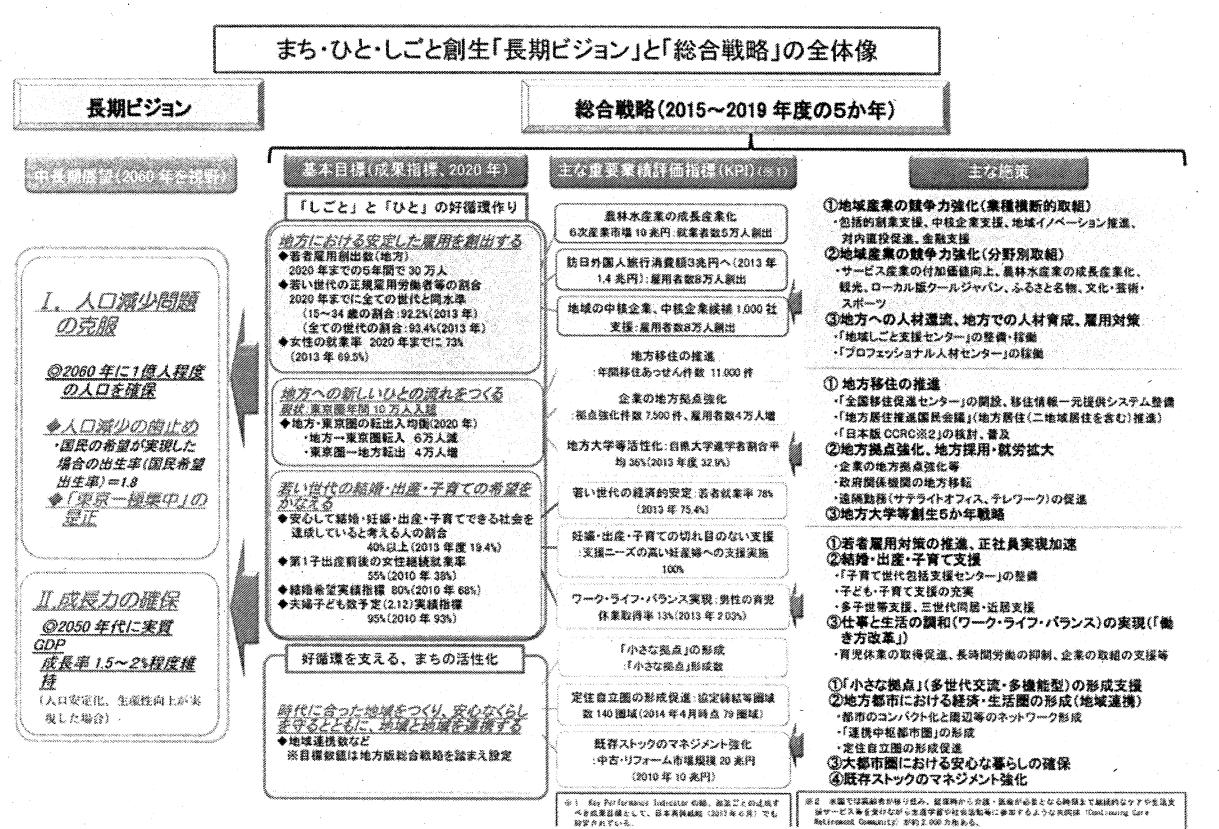
「長期ビジョン」は、人口減少時代の到来という『人口問題に対する基本認識』と、それを踏まえた『今後の基本的な観点』を整理したうえで、『目指すべき将来の方向』として活力ある日本社会の維持を掲げ、『地方創生がもたらす日本社会の姿』として地方と東京圏がそれぞれの強みを活かして日本全体を牽引していくというビジョンを示している。

「総合戦略」は、「基本的な考え方」として、①人口減少と地域経済縮小の克服、②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立として活力ある日本社会の維持を掲げ、『地方創生がもたらす日本社会の姿』として地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく。

『総合戦略』は、『基本的な考え方』として、①人口減少と地域経済縮小の克服、②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立の2点を明確にし、それに向けた『政策の企画・実行に当たっての基本方針』として、政策の原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づき施策展開していくこと、国と地方の取組体制とPDCAを整備し取り組みを検証・改善する仕組みを確立することの2点を掲げている。そのうえで、『今後の施策の方向』を示す4つの基本目標を定めている。

図表I-1(4) ③A 「長期ビジョン」及び「総合戦略」の概要





（出典：首相官邸 HP 「まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像等」より抜粋）

## 2. 山梨県の状況

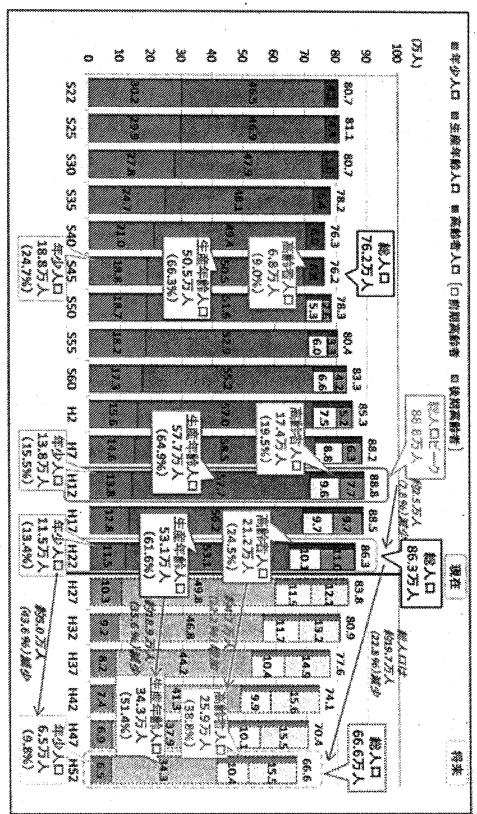
### (1) 山梨県の総人口及び人口構成の推移

山梨県の総人口の推移について図表 I - 2 (1) をみると、昭和 45 年の 76.2 万人から年々増加し、平成 12 年に 88.8 万人となるが、それをピークに減少の傾向となり、平成 22 年にはこのピーク時より 2.5 万人 (2.8%) 減少している。国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、今後の推移は平成 22 年から平成 52 年までの 30 年間で急激な減少に転じ、総人口は 19.7 万人 (22.8%) の減少が見込まれている。

年齢階層別にみると、年少人口（0~14 歳）は総人口が増加し始める昭和 45 年以前から減少を続けており、平成 22 年の 11.5 万人から 5.0 万人 (43.6%) 減少して平成 52 年に 6.5 万人、比率では 13.4% から 3.6 ポイント減少の 9.8% となる見込みである。生産年齢人口（15 歳~64 歳）は平成 7 年の 58.5 万人をピークに微減傾向となっており、平成 22 年の 53.1 万人から 18.9 万人 (35.6%) 減少し、平成 52 年に 34.3 万人となり、比率も 61.6% から 10.2 ポイントと大幅に減少した 51.4% になる見込みとなっている。一方、高齢者人口（65 歳以上）は年々増加を続けており、平成 22 年の 21.2 万人から、4.7 万人 (22.2%) が増加し、平成 52 年に 25.9 万人となり、比率も 24.5% から 14.3 ポイントと大きく増加して 38.8% になることが見込まれている。

急速な人口減少や少子高齢化の進展が目前まで迫つてきているという事態を改めて認識し、早急に対策を打たなければ、自治体の消滅につながる可能性があるとの指摘もなされている。人口減少や少子高齢化は日本社会全体の問題となっているが、山梨県と他の都道府県のおかれている状況は必ずしも一律ではないため、山梨県独自の視点をもつて原因の分析や検討をする必要がある。山梨県における少子高齢化や人口減少の原因を明確化し、早急に具体的な対応をとることが重要となる。

図表 I-2 (1) 山梨県の年齢階層別人口推移



(資料：平成 22 年以前国勢調査、平成 27 年以降国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計)）

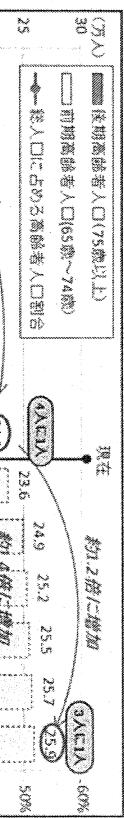
(2) 山梨県の高齢化に関連する状況

### ① 県の高齢者人口の推移

高齢者人口の推移について、より詳細にみていいくと、図表 I-2-(2) ①のとおり、昭和 50 年から現在に至るまで年々増加傾向にあり、昭和 50 年から平成 22 年の 35 年間で、8.0 万人から、13.2 万人増加し、約 2.6 倍の 21.2 万人となっている。平成 32 年以降は増加が緩やかになり、平成 52 年には、4.7 万人増加し、平成 22 年の約 1.2 倍の 25.9 万人になることが見込まれている。総人口に占める高齢者人口の割合も、それに伴って増加の傾向があり、昭和 50 年は県民 10 人に 1 人が高齢者であったが、平成 22 年には県民 4 人に 1 人となり、平成 52 年には県民 3 人に 1 人が高齢者となることが見込まれる。

高齢者のうち、特に増加しているのは 75 歳以上の後期高齢者であり、昭和 50 年の 2.6 万人から 8.4 万人増加し、平成 22 年に約 4.2 倍の人数である 11.0 万人となっている。今後も増加は続き、平成 52 年には平成 22 年の約 1.4 倍の人数である 15.5 万人まで増加することが見込まれている。

図表 I-2 (2) ① 山梨県の高齢者人口の推移



(資料：平成 22 年以前国勢調査、平成 27 年以降国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計))